渡航書発給申請書

渡航書

厳（折り曲げ禁）

受理年月日	年 月 日	受理番号	—
窓口記入欄		発給理由	1 紛失 2 盗難 3 焼失 4 損傷 5 出生 6 その他
職権発給	1		

発行年月日	交付年月日	渡航書番号

写真（4±2 × 34±2 / 7±2）

注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm（ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm）

＊提出された写真は渡航書に転写されます。
＊裏面に氏名を記載してください。

氏名（左詰めで記入）

ヨミカタ（カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ガ」「パ」等と記入してください。）

姓 （戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください） 名

ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。（枠が足りない場合は窓口に申し出てください）

姓

名

ヘボン式でない表記を渡航書に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。

所持人自署
（この署名は渡航書にそのまま転写されます）

（枠からはみ出さないように署名してください）

所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。

その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。

（例えば、by A. YAMADA (Mother) や by A. YAMADA (Father) など）

性別 ※ 0 男 1 女（該当する枠内に✓印を記入してください）

生年月日 ※ 2 明 3 大 4 昭 5 平 6 令 — 年 月 日（年月日が一桁の場合は十の位に0を記入）

本籍 （都道府県名を左詰めで記入してください） （市区郡以下を記入してください）

前回発給を受けた旅券について記入してください。

旅券番号	記 号		発行年月日 西暦で記入	年 月 日
希望する帰国経由他				
利用航空（船）会社名及び便名		出発予定日	令和 年 月 日	
		帰国予定日	令和 年 月 日	

発給申請理由	旅券の発給を受けることなく、渡航書により帰国を希望する理由を具体的に記入してください。なお、旅券が紛失（盗難）又は焼失している場合には、必ず事件発生の日時、場所、状況について簡単に記入してください。
在留地の住所又は居所	電話 （ ）
日本国内の緊急連絡先	住所 電話 （ ） 氏名 申請者との関係

外務大臣 殿
在 大使 総領事 殿

令和 年 月 日

法定代理人（親権者、後見人など）署名

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。）

外務省コード欄	10 別名併記 11 非ヘボン 14 暦外確認 15 暦外表示 0C 解除 0G 再作成	

（別記第16号様式）

裏面も記入してください

用紙の大きさはＡ４

注意
一、太枠内の所定の欄に黒又は青の濃いインクで枠からはみ出さないよう記入してください。
二、※のある欄では□枠内に✓印を、その他の欄はかい書体により（所持人自署の欄は除く）記入してください。
三、この用紙は機械で読み取りますので折らないでください。折った場合は、申請書に改めて記入をお願いする場合もあります。
四、渡航書で複数の国（又は地域）を周遊することはできません。
五、申請書に虚偽の記載をして渡航書の交付を受けた場合等は旅券法（五年以下の懲役、三百万円以下の罰金）及び刑法によって処罰されます。
六、記載の個人情報は、旅券事務の適正な執行の確保、不正取得・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人援護並びにその他必要に応じ国際協力のために利用します。

（裏面）

渡航書の氏名表記（表面のヘボン式と異なる場合のみローマ字活字体大文字で記入）

（姓）

最大３１字まで（別名を含む）

（名）

最大３１字まで（別名を含む）

注：旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて３７字（別名併記を除く）までです。
記号（、・～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記載できません。但し、別名併記の（ ）は記載可。

親族その他関係者が申請する場合に記入してください。

（ヨミカタ）		生年月日	明治 大正 昭和　　年　　月　　日 平成 令和
氏　名		帰国希望者との関係	
住　所 又は 居　所	電話　　（　　）		

帰国希望者が申請できない理由

外務省記載欄	

申請に必要な書類等
一、戸籍謄本又は日本国籍を有することを証明するその他の文書　一通
二、写真　一葉
三、その他必要とされる関係書類

（令和五年三月改正）